

平成30年度第9回南関町農業委員会会議録

平成30年12月10日(金)
午前9時30分開会
南関町役場第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
 - 1番 松 本 泰 典 君
 - 2番 荒 木 勝 治 君
5. 議 事
 - 第29号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第30号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第31号議案 農地利用集積計画の承認について
 - 第32号議案 非農地化について
6. その他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(9名)

会長 松村 公正 君	
1番 松本 泰典 君	2番 荒木 勝治 君
3番 釘崎 眞貴子 君	4番 矢野 房幸 君
5番 原 靖 君	6番 山本 精武 君
7番 荒木 茂 君	8番 田崎 芳憲 君

四、欠席委員は次のとおりである。(2名)

副会長 竹島 久利 君
9番 北原 照代 君

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

書 記 上 田 賢 君

書 記 美奈川 徹 君

平成30年度第9回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午前9時30分

1. 開会

○会長（**松村 公正君**） 起立。時間がまいりましたので、ただいまから平成30年度第9回総会を開会いたします。礼。

あとはですね、今日は事務局長が議会だそうでございますのでですね、進行のほうは上田君にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局（**上田 賢君**） それでは、総会のほうに入らせていただきます。

本日、9番、北原委員、10番、竹島委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。

本日の出席委員は11名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局（**上田 賢君**） 農業委員会憲章朗読。それでは、農業委員憲章朗読を2番、荒木委員さん、よろしくお願いいたします。

○2番（**荒木 勝治君**） （農業委員憲章は省略）

○事務局（**上田 賢君**） ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（**松村 公正君**） おはようございます。

先日の研修、大変ご苦労さんでございました。実りのある研修だったかと思えます。また、私たちの南関町もですね、下限ですか、下限の検討をですね、しなくてはならないかと思えます。空き家対策もかなりあつとつとやろ南関町でも。（そうですねの声）やはりその中で、農家の部分はですね、必ずどれだけかは農地が付随していくかと思えますのでですね、先日の場合は1a未満ということですね、農振地じゃないところは10a未満でよいということをやっておられましたがですね、やはり私たちもですね、そういうことをして、なるだけですね荒れないような、農地の荒れないようなですね、政策をとっていきべきかと思えます。

また、適正化委員さんとですね、なかなかうまくいってないあたりもですね、次回ですね、農業委員さんでもですね、検討していただければと思っております。

これからですね、寒くなります。昨日、今日とですね、寒くてですね、凍るよう
でございます。どうぞインフルエンザあたりもですね、はやってきているそうで
ございますので、健康に注意してですね、頑張っていたきたいと思います

今日はよろしく申し上げます。

○事務局（上田 賢君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は、杢村
会長をお願いいたします。

発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならないとなっております。
また、携帯電話につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされるようお
願いいたします。

それでは会長、お願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（杢村 公正君） それでは、これより議事に入ります。

まず、議事録署名人を指名いたします。今回は議事録署名人として、1番、松本
委員、2番、荒木委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（杢村 公正君） それでは、議案審議に入ります。

第29号議案、「農地法第3条1項の規定による許可申請について」を議題とい
たします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。第29号議案、農地
法第3条第1項の規定による農地の所有権移転の許可申請についてご説明いたしま
す。

1番から4番は取り下げとなっております。

5番、受付日、平成30年11月1日、申請番号133号、譲渡人、譲受人、土
地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

6番、受付日、平成30年11月6日、申請番号135号、譲渡人、譲受人、土
地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

7番、受付日、平成30年11月9日、申請番号139号、譲渡人、譲受人、土
地の所在等は記載のとおり、贈与による所有権移転となります。

8番と9番は同一の申請となります。受付日、平成30年11月12日、申請番
号140号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、贈与による所有権移

転となります。

続きまして、第29号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の貸借権設定の許可申請についてご説明申し上げます。

1番、受付日、平成30年11月20日、申請番号149号、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりで、貸借の期間は5年間です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。第29号議案は、農地法第3条1項の規定に基づく、所有権移転許可申請5件、貸借権設定許可申請1件でございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向されました委員様よりの補足説明をお願いいたします。

8番、田崎委員、次に、3番、釘崎委員、1番、松本委員、4番、矢野委員、順をお願いいたします。

まず、田崎委員、お願いいたします。

○8番（**田崎 芳憲君**） 12月7日に事務局と一緒に現地を確認にまいりました。国道から入ったところなんですけれども、譲受人の家が現地のすぐ上ですので、目の前で農地もきちんと管理されていますので、何ら問題ないと思います。

○議長（**松村 公正君**） はい、ありがとうございます。

続きまして、3番、釘崎委員、お願いいたします。

○3番（**釘崎 眞貴子君**） 先月確認に行つてまいりましたのですみません、現地はですね、〇〇〇の〇〇〇からずっと上のほうに上がったところなんですけれども、もう現地は今、竹の生えて雑木になっておりまして、ここを受人の方が買って何とかしようかという、耕作しようかということですので、本当に大変だろうと思いますけれども、何も問題はないと思います。立派になることを期待しております。

よろしく申し上げます。

○議長（**松村 公正君**） 続きまして、1番、松本委員、お願いいたします。

○1番（**松本 泰典君**） はい。私のほうは7番です。現地は〇〇〇の〇〇〇の信号のところの100mぐらい手前の、〇〇〇に入るところのちょうど角になります。贈与には問題ないと思いますけど、現在はセイタカアワダチソウが私の背丈より高いような感じになっております。今後それを管理されるならいいかなと、田として管理されるならいいかなと思います。協議のうえ、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（**松村 公正君**） 続きまして、4番、矢野委員、お願いいたします。

○4番（**矢野 房幸君**） はい。12月3日、昼から、事務局、推進員の・・・さんと現

地確認に行っていました。現地はですね、〇〇〇の部落から〇〇〇に上がる坂道の途中から右に入ったところです。写真で見ますと2枚目になりますかね。現在、近所の方が一応管理してあるのできれいになっておりました。何ら問題はないと思います。審議をよろしく願います。

○議長（**松村 公正君**） 5番、原委員さん、お願いいたします。

○5番（**原 靖君**） 12月3日、事務局と中河原さんと3名で行ってまいりました。これは〇〇〇の裏ですね、〇〇〇の駐車場の真ん前、わかりますかね。何番ねと言われても、ここに書いてあります。1号で書いてあります、下のほうの。〇〇〇。

わかりました。今この写真では、コンバインが稲刈りしてるのが写ってますけども、ここが今、〇〇〇さんが耕作されているところです。隣なので、ここも水利が同じところの用水路が流れておりますけれども、多分来年から耕作されるということで、今は長年耕作されてなかったもので、草切りだけはしてありましたので、非常にいいかなあというふうに思います。審議のほどよろしく願います。

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。事務局、委員さんよりの説明が終わりました。

何かご意見、ご質問ございませんか。ございませんか。

（はいの声）

○議長（**松村 公正君**） ないようでございますので、採決いたします。

第29号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（**松村 公正君**） 異議なしと認め、第29号議案は、原案のとおり決定いたします。

続きまして、第30号議案、「農地法第5条1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をいたします。

○事務局（**上田 賢君**） はい、事務局よりご説明申し上げます。第30号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、権利の種類は、所有権移転、受付日、平成30年11月26日、申請番号153号、土地の所在等は記載のとおりです。転用の目的は、太陽光発電施設の建設です。

2番、権利の種類は、所有権移転、受付日、平成30年11月26日、申請番号154号、土地の所在等は記載のとおりです。転用の目的は、太陽光発電施設の建設です。

3番、権利の種類は、所有権移転、受付日、平成30年11月26日、申請番号

155号、土地の所在等は記載のとおりです。転用の目的は、太陽光発電施設の建設です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。第30号議案は、農地法第5条1項の規定に基づく転用許可申請3件でございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向されました委員様よりの補足説明をお願いいたします。

6番、山本委員、お願いいたします。

○6番（山本 精武君） 6番の山本です。先月の29日の日に事務局と推進委員さんの平川推進員さんと3人で現地確認に行きました。場所は、〇〇〇という集落の、その一番隅のほうになります。東のほうの隅のほうですけども、町道のほうから南に道路が入ってますけれども、20mぐらい入ったところが現地でした。東側に家が2軒ほどありまして、その横の畑という感じで、草はきれいにちょこちょこ刈ってあるようにきれいになっておりました。ここは進入道路の中心が境界線ということで説明を受けましたけども、家の隣だから同意ができてるのかどうかわかりませんが、なんか上田君の説明では、その許可は要らないということでしたかね。

もともと畑といっても平らな畑じゃなくて、ちょっと少し勾配のついたような畑で、その南側も小高い山というか、木は伐ってありましたけれども、ちょっとこの地図を見ると、逆に見たほうが南側になりますから、別に周囲に迷惑かけとらん、私としては問題ないかと思います。審議のほどよろしくお願いします。

もう1件の太陽光の件は、〇〇〇の斜め前になります。道路から3、4m下になりますよね。これ大体2枚に分かれていますけど、もともと1枚の田んぼを2人の人が共同で買って太陽光をされるということです。1人の方は〇〇〇、1人の方は〇〇〇です。その周囲は、東側が田んぼ、南側が田んぼ、西側は雑種地になっております。ちょうど南側は私が田んぼで、もうここ何年か荒らかしてありますので、きちっとこれから管理してもらえれば、私個人としては助かると思っております。現況はアワダチソウとか草は1mぐらいの草が茂っておりました。審議のほうよろしくお願いします。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。事務局、委員の説明が終わりました。この件につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第30号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。異議なしと認め、第30号議案は、原案のとおり許可相当であると意見決定いたします。

続きまして、第31号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。第31号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番から8番は同一の申請になります。利用権等の種類は使用貸借権、面積は合計で8,694㎡、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりで、期間は5年間です。

次に、9番と10番は、共有物の持ち分の貸借に関する申請となります。権利の種類は使用貸借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおり、持ち分はそれぞれ2分の1ずつで、面積は1,480㎡、期間は5年間です。

11番、利用権等の種類は所有権、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、面積は2,259㎡、中間管理機構の特例事業による売買となります。

12番と13番は同一の申請になります。権利の種類は使用貸借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおり、面積は合計で1,296㎡、期間は5年間です。

14番から16番は、中間管理事業による公社との貸借になります。権利の種類は貸借権、土地の所在等は記載のとおり、筆数は3筆で、合計で3,834㎡となります。期間は5年間です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。第31号議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画6件でございます。

事務局からの説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見ございませんか。（はい6番、山本ですの声） はい、どうぞ。

○6番（山本 精武君） あのですね、私の近くの部落の方の○○○さんという方はですね、孫さんが新規就農者として頑張られるということを聞いております。それでじいちゃんから土地をですね、借りて経営されるということで、私も近くにおりますのでこれから協力していきたいと思います。以上です。

○議長（松村 公正君） 先輩としてよろしくお申しときます。（はいの声）
ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第31号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(松村 公正君) 異議なしと認め、第31号議案は、原案のとおり承認されました。

続きまして、事務局より何かございますか。

○事務局(上田 賢君) はい、すみません、次に、第32号議案のほうを一応あげておりまして、農地の非農地化についてご説明いたします。

一覧表のほうをお配りしております。また、写真のほうはすみません、今からまわしますのでご覧いただければと思います。

第32号議案、非農地化についてご説明いたします。

提案理由は、耕作放棄地にかかる農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準に基づき、本会への審査を求めるものであります。

なお、本会の審査の結果、非農地化に該当すると判断した場合には、その所有者に対し非農地通知書を、県法務局等の関係機関に対し、非農地通知一覧表を送付するものであります。今回は別添資料で提出しております。長山地区の農地8筆、7,314㎡、調査の結果を一覧表に記載しております。現況といたしましては、竹や雑木が確認したところでした。非農地の判断基準としては、農地への復元が不可能な土地8筆でした。

以上のことから、農地に該当しないとすることが適当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、今、写真のほうをちょっとまわして見てもらっておりますので、それをご覧いただければと思います。(いいですか、一つお伺いしますの声) はい。

○1番(松本 泰典君) この非農地化のこれは強制力はあるのか。それともう一つは、登記は誰がすると。

○事務局(上田 賢君) まず強制力といたしましては、今回の農業委員会の総会で決議された結果をもってですね、農家台帳上はもう農地として扱わないというふうな形にまずなります。そして登記のほうなんですけども、原則として本人さんのほうから非農地通知をもってですね、登記申請をされることをお勧めをします。ただ、あと本人さんがされるかしないというのはご本人さん次第となっております。

○5番(原 靖君) ここの出るところが3条とか5条であがったところは、もうかかってこないということ。

○事務局(上田 賢君) そうですね、農業委員会としてはもう農地として扱っておりませんので、例えば、登記地目が畑のままで変えられなかったとしても、今後3条なり5条なりであがってきた場合には、農地ではありませんよということで、うちのほうの農業委員会としては、審議の対象にしないという形になります。

ただし、現況を農地に復元されている場合はまた話は変わってくるという形になります。今の状態だと農地として扱わないという形になります。

○議長（松村 公正君） 第32号議案は非農地化についてでございますが、ほかにご
ざいませぬか。今、写真がまわってるようでございますが。

○事務局（上田 賢君） あとですね、もう完全に山の中だったので、現況の写真が撮
れないようなところがいくつかありますので、そういったところは正直そのパネル
だけしか撮れてないようなところもあります。（上田さんの声）はい。

○1番（松本 泰典君） 農振地に入るところはどがんかと。

○事務局（上田 賢君） 農振地に入るところもですね、問題がないところであれ
ば非農地化することは可能です。例えば、隅っここのほうであるとか、何かほかの事
業に対象になっていないとか。（可能なのの声）可能じゃあります。（そしたらこの
地目は雑種地になるわけの声）いや、この次はですね、法務局の判断にもなるかと
思うんですけども、今回のところはほとんど雑木と竹が生えているようなところばっ
かりですので、地目としては山林になるかと思えます。（山林の声）はい。

○1番（松本 泰典君） 極端な話よ、極端な話ばってん、例えば農振地に入るとるけ
ん転用ができないと。荒らかすけん非農地化にして山林にすれば、どうにでもでき
るわけたい非農地化にするなら。

○事務局（上田 賢君） 極論するとそうなりますけど、（そうなるたいなの声）ただ、
例えば、農振地の真ん中にあるようなところだったりすると、そこを非農地化する
と結果的に農振からも除外するような形になりますので、そういった場合には、町
の農業振興地域整備計画のほうに影響が出てくるて判断された場合には、非農地化
はできないという形になります。

○1番（松本 泰典君） 例えば、隅っこのあって、早くいえば悪用できる可能性もあ
るわけたいな。

○事務局（上田 賢君） そうですね、そういったところに関しましては、もう手が付
けられなくなる前に、農業委員会として復元するように指導する。例えば、誰かに
強制的に貸すよう、もう本人さんが貸す気がなくてもそれは貸し手を探すとか。

○1番（松本 泰典君） うちあたりもそういうとこは何カ所かあつとたい。今、農振
地に入るとるけど、極端な話、竹山、そのうち非農地化で山林になると。そしたら
今後それを転用して、そのまま例えば太陽光でろんでできるわけたいな。

○事務局（上田 賢君） 農振計画に影響がないと判断された場合にはですね。そこは
ちょっと現況、どういったところなのかと周辺を確認しないと何ともお答えができ
ないところであります。

○1番（松本 泰典君） 今後そういったような悪行的なことが発生する可能性はあつ

とよ。

○事務局（上田 賢君） 可能性はあるかと思います。だから、そういったところは、農業委員会のほうで指導を、悪用されないように指導していくべきものだと考えております。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんでしょうか。

まだまだ数パーセントだそうですたい、まだほかにたくさんあるそうでございますので。ございませんか。

（はいの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第32号議案について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。第32号議案は、原案のとおり承認されました。

-----○-----

6. その他

○議長（松村 公正君） ほかに何か事務局より。

○事務局（上田 賢君） はい、ほかには特には用意してございません。

○議長（松村 公正君） 今度の12日のことをちょっと言うとして。

○事務局（上田 賢君） はい、そうですね、明後日の12日の日にですね、県北ブロックの農地利用最適化推進の研修会がございます。出発は12時にうから館のほうを予定しております。なので大変申し訳ございませんが、またお昼ご飯を食べて集まっていたけりようをお願いいたします。

今のところ出席がかなわない方は、ご欠席の方は、釘崎委員と……。 (12時出発の声) はい。(予定では何時ぐらいに終わって帰ってくつとですかの声) あそこの研修会自体が3時半の予定ですので、4時半過ぎぐらいには帰ってこれるんじゃないかなと思います。ただ現地がですね、駐車場がないということなので、いったん会場で降ろしてもらったあと、別の所にバスを移動してもらって、終わりぐらいにまた迎えにきてもらうような形になるので、ちょっと出発まで時間がかかる可能性があるかなあとと思います。県北ブロックは大体20ぐらいの市町村かなと思います。(うから館ですねの声) はい。よろしく願いいたします。

（雑談あり）

○事務局（上田 賢君） 申し訳ないですが、このあいだの研修会のときにそれを兼ねるつもりでございましたので。

○5番（原 靖君） 今度、年度が変わるじゃないですか。もうメンバーは全部出そ

ろったんですか。

○事務局（上田 賢君） 候補者は出ております。

○5番（原 靖君） まだ決定はしてないということですか。

○議長（松村 公正君） 今日か知らんばってん、今度の議会で承認されるかどがんかですたい。

（雑談あり）

○議長（松村 公正君） ほかに何かございませんか。何でもよございませうが。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございませうので、お諮りいたしませう。

本日の決議事件の字句の整理を議長に一任していただきたいと思ひませうが、異議ありませうか。

（はいの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、処理することにいたしませう。

皆様には慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、議長の席を下りさせていただきます。

それとですな、先月お願いしとった赤い羽根のですな、助成金です。来られとらん人は積立金のほうからですな、出してありますので、よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

（雑談あり）

-----○-----

7. 閉 会

○事務局（上田 賢君） じゃあ9時半からということで一応よろしくお願ひします。

なら閉会を会長すみませう、よろしくお願ひします。

○会長（松村 公正君） はい。これをもちまして閉会いたしませう。

どうもご苦労さんでございませう。

-----○-----

閉会 午前10時06分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人